

芦屋市老人福祉会館の利用における 新型コロナウイルス感染症対策

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底して下さい。

なお、芦屋市老人福祉会館では、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」に基づき、感染症の拡大予防対策を取っています。利用者各位におかれましては、次の各項目について、ご協力をお願いします。

1 老人福祉会館の利用時に徹底してください

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数での利用が可能です。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合（調理・会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食するなど）を行う場合において飲食店等に係る県の認証基準と同等の対策を講じられない場合を含む）は、利用定員数の1/2までのご利用となります。

(3) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(4) マスクの着用

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、常時ご持参いただき、別添資料に基づいた適切な対応をお願いします。

(5) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ずしてください。

(6) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(8) 休憩スペース(感染リスクが比較的高いと考えられるため、留意する。)

人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし、混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保してください。また、真正面での飲み物や会話をしないようにしてください。

(9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) 利用時の留意事項

以下のア～カを目的として施設を利用される場合は、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、下記ア～オの活動中のマスク着用は求めませんが、下記カの活動中および全ての活動以外の時間は、必ずマスクの着用をお願いします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離(最低2メートル)を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと(例:合唱、コーラス、カラオケ、詩吟、民謡など)
・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

(対策例: 人と人との間隔をできるだけ2m、最低1mあける等)

・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

(対策例: できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど)

※壁側に向かって声を出した場合は、飛沫が飛んだ部分の消毒をお願いします。

イ 吹奏楽器を使用すること(例:管楽器、オカリナの演奏など)

・より一層間隔を空け、飛沫防止対策を講じてください。

・複数で楽器を演奏する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

(対策例: できるだけ壁側に向かって演奏する、演奏しない方はマスクを着用するなど)

※壁側に向かって演奏した場合は、飛沫が飛んだ部分の消毒をお願いします。

ウ 運動を伴う活動(例:卓球、ダンス、ヨガ、踊り、健康体操など)

来館者用

- ① 呼気が激しくなるような運動（例：卓球、ダンスなど）
- ・より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにしてください。
- ② ①以外の運動（例：ヨガ、踊り、健康体操など）
- ・人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じてください。
- 上記①、②については、対面とにならないよう配慮してください。やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じてください。また、利用者が接触するような活動（ペアストレッチ、空手の組手など）は控えてください。

エ 飲食を伴う活動

- ・他者と飲食物を共有することのないようにしてください。
- ・座席の配置は十分に距離をとり、対面とにならないようにしてください。また、会話は控えてください。
- ・飲酒は認められませんので、ご留意のほどお願いします。

オ 浴場の利用制限

- ・定員数は、男女2人ずつです。
- ・利用時間は一人あたり、45分以内でお願いします。
- ・ロッカーの使用後は、消毒をお願いします。

カ 囲碁・将棋・麻雀・オセロ等について

- ・対局中も常時、マスクを着用してください。
- ・活動中は、できる限り、会話を控えてください。やむを得ず、会話を行う場合は、対人距離を確保してください。
- ・囲碁・将棋・麻雀・オセロを複数台設置して行うときは、隣の囲碁（将棋）盤や麻雀卓との間隔を、最低1メートル以上あけてください。
- ・囲碁・将棋・麻雀・オセロに使用する用具は、使用前・使用後に必ず消毒を行うようにしてください。（活動中に対局者が入れ替わる場合も、適宜、用具の消毒を行うようにしてください。）

(13) その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年5月23日変更）に基づいて対応を行ってください。

〔改定年月日〕

令和2年 7月 1日改定	令和3年 5月31日改定（6月 1日適用）
令和2年 7月23日改定	令和3年 6月18日改定（6月21日適用）
令和2年 8月24日改定	令和3年 7月 9日改定（7月12日適用）
令和2年 9月19日改定	令和3年 7月30日改定（8月 2日適用）
令和2年12月 1日改定	令和3年 8月18日改定（8月20日適用）
令和3年 1月13日改定（1月18日適用）	令和3年 9月30日改定（10月1日適用）
令和3年 2月25日改定	令和4年 6月 1日改定（6月 1日適用）
令和3年 3月 4日改定（3月 8日適用）	
令和3年 4月 2日改定（4月 5日適用）	
令和3年 5月10日改定（5月12日適用）	